平成29年度 福岡市

エネルギーをつくり、
かしこく使う暮らしを応援します！

住宅用エネルギーシステム

設置経費を一部助成！

（補助枠　1億6,560万円）

補助額最大 54万円
国の補助金との併用可

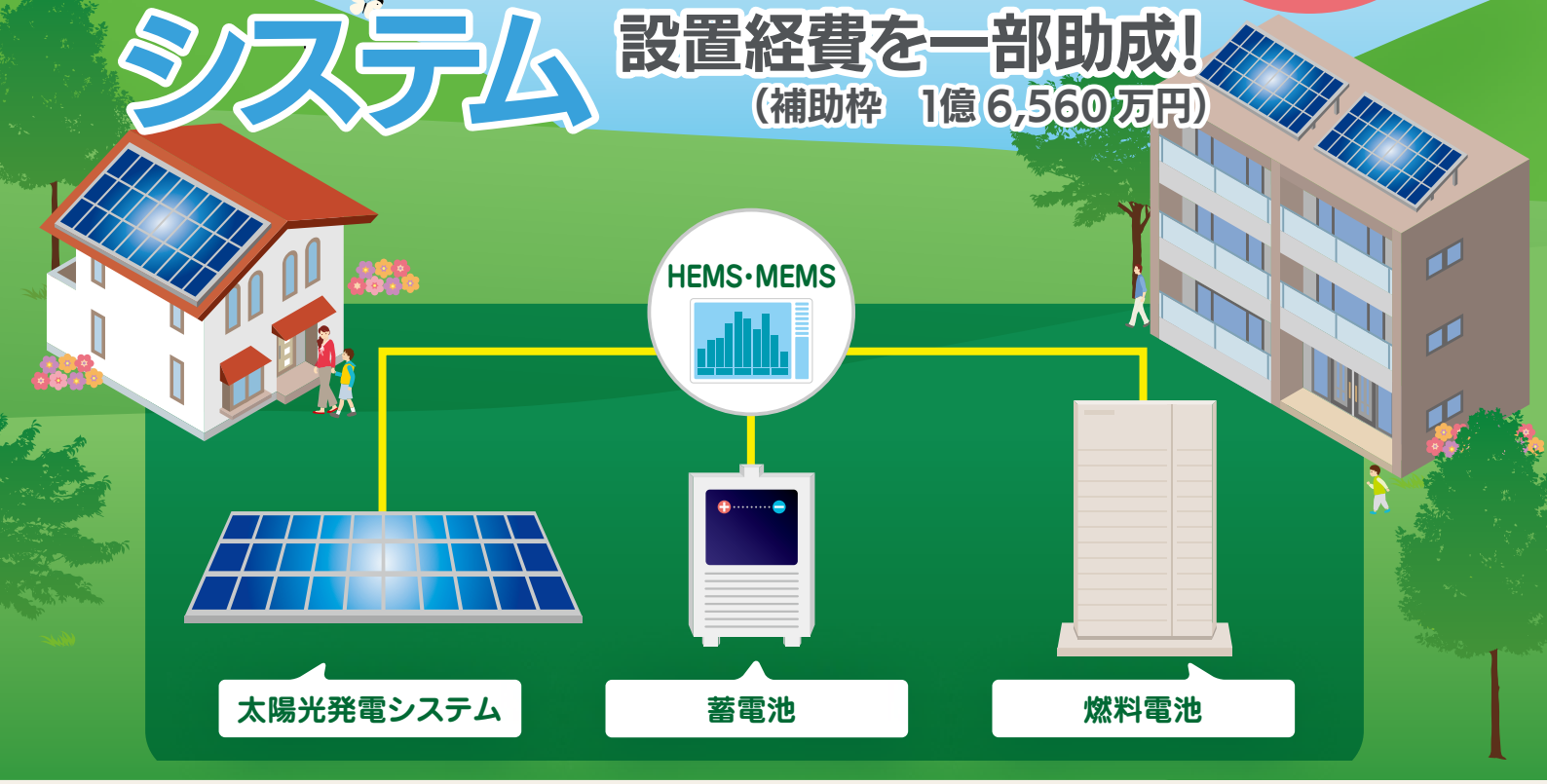

■申請受付期間　郵送により先着順で受付（必着）

平成29年5月1日（月）
～平成30年1月31日（水）

※受付期間内であっても、申請が補助枠に達した時点で募集を終了いたします。ご了承ください。

■補助内容

太陽光発電システムでエネルギーを創って、ＨＥＭＳ※1・蓄電池で賢く使うために、下記のシステムを複数組み合わせた補助をご活用ください！　※1　HEMSとは、ホーム・エネルギー・マネジメント・システムを指します。

【複合補助（組み合わせて設置）】　下記の４つのパターンで設置する場合の補助額（概算）

	HEMS		住宅用太陽光発電システム		家庭用燃料電池		リチウムイオン蓄電システム
1	機器費の1/3(※)上限4万円	＋	10万円				
2	機器費の1/3(※)上限4万円	＋	10万円	＋	10万円		
3	機器費の1/3(※)上限4万円	＋	10万円			＋	機器費の1/2(※)上限30万円
4	機器費の1/3(※)上限4万円	＋	10万円	＋	10万円	＋	機器費の1/2(※)上限30万円

複合補助については，ＨＥＭＳ及び住宅用太陽光発電システムの設置が必須です。
HEMS及び住宅用太陽発電システムはいずれか一方又は両方が既設でも申請できますが、既設のシステムには補助金は交付しません。
※機器費は消費税を除く。除算して端数がでる場合、千円未満切捨て。

HEMSなどの対象システムについて、単体での設置に対する補助も引き続き実施します！

【単件補助（単体での設置）】

対象システム	補助金額
住宅用太陽光発電システム（集合住宅への設置に限る）	発電出力１kW あたり２万円（千円未満切捨て）上限20万円
家庭用燃料電池	10万円　※上限100件
HEMS	機器費の１／３（※）上限４万円
MEMS（HEMS設置が条件）	機器費の１／３（※）上限20万円

※機器費は消費税を除く。除算して端数がでる場合、千円未満切捨て。

申請の流れ

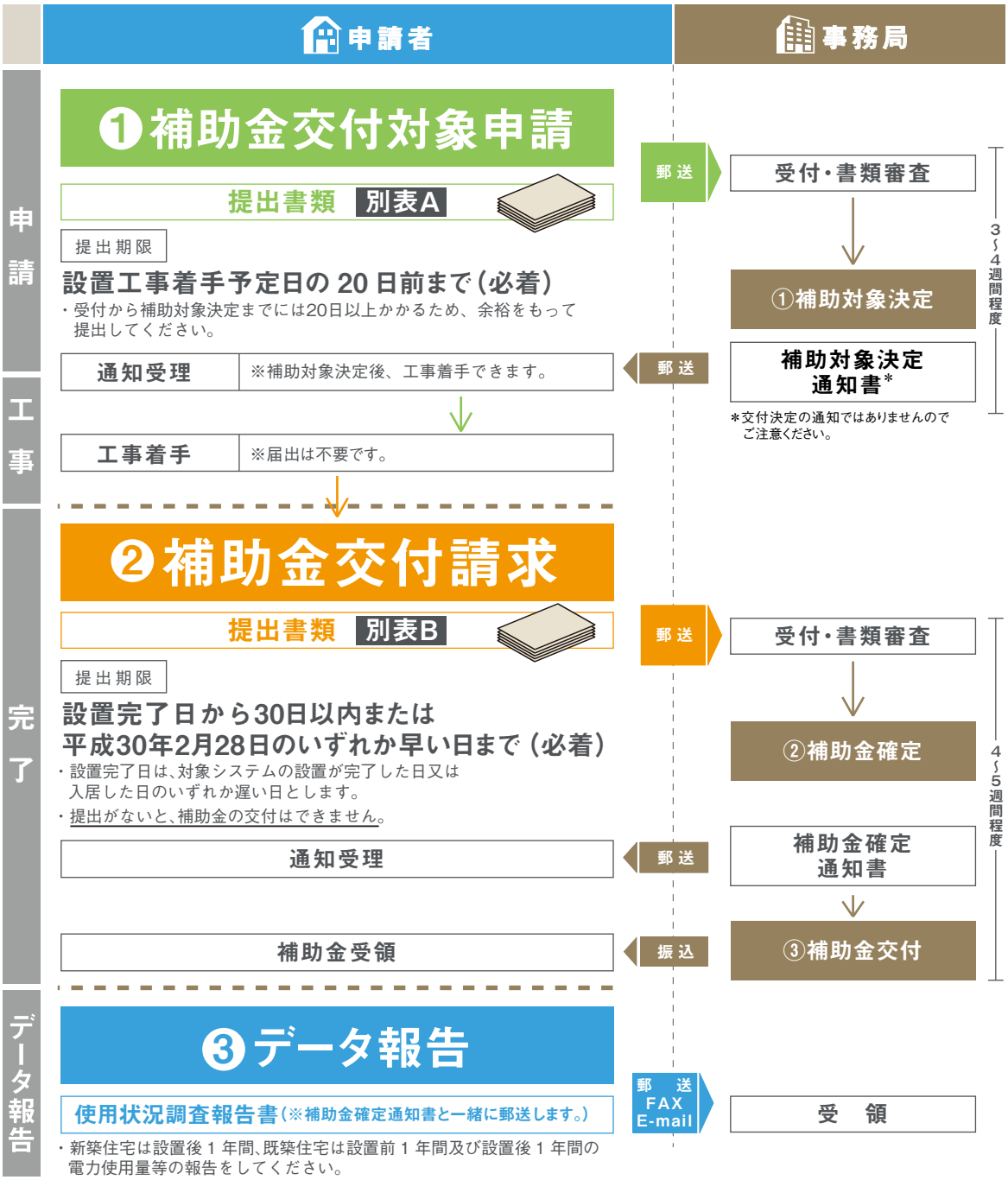

ご注意

次の場合は補助の対象になりませんのでご注意ください。

(1) 補助金交付対象申請時に福岡市税に係る徴収金に滞納がある場合。
(2) 補助対象決定前に、対象システムの設置工事に着手している場合。
　ただし、対象システムが設置された住宅を購入する場合は、この限りではありません。
(3) 補助対象決定通知書を受理した方が、補助金交付請求に関する提出書類（別表B）を設置完了日から30日以内または平成30年2月28日のいずれか早い日までに提出しない場合。
(4) これまでに市民協議会から同一の対象システムの設置に際しすでに補助金の交付を受けている場合。

別表A　補助金交付対象申請時の必要書類

○：提出が必要

提出書類 ＼ 対象システム	住宅用太陽光発電システム	家庭用燃料電池	リチウムイオン蓄電システム	HEMS	MEMS
1 【申請者と住宅所有者が異なる場合】 **同意書** ※ただし、申請者が共同名義の中の一人の場合は不要	○	○	○	○	—
2 **住宅全体及びシステム設置部分のカラー写真**	○	○	○	○	○
3 **対象システムを設置すること及び設置工期を確認できる書類** （例 工事・売買契約書の写し）	○	○	○	○	○
4 **対象システムの機器費（契約額）を確認できる書類** ※ただし、上記３で確認できる場合は不要	—	—	○	○	○
5 【住宅用太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム及びMEMS をリースで設置する場合】 **対象システムの機器費、設置工期及びリース期間を確認できる書類**（例 リース契約書の写し）	○	—	○	—	○
6 【住宅用太陽光発電システムを設置する場合】 **設置計画図**（システムの配置・パネルの公称最大出力・パワーコンディショナーの定格出力がわかる図面）	○	—	—	—	—
7 【申請者が個人で、補助金交付対象申請時に居住者がいる既築住宅に対象システムを設置する場合】 **同発行日から３か月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し**（※１）	○	○	○	○	○
【申請者が法人の場合】 **発行日から３か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し及び法人役員名簿（様式12号）**	○	○	○	○	○
8 **発行日から１ か月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し** ※ただし、申請書の項目12で同意する場合は不要	○	○	○	○	○
9 【既築の分譲集合住宅（共用部分）に設置する場合】 **管理組合総会で対象システム設置について決議されたことを示す書面の写し**	○	○	○	○	○
【既築の分譲集合住宅（専用部分）に設置する場合】 **管理組合の同意が得られていることを確認できる書類**	○	○	○	○	○
【建築主が申請する場合】 **管理組合設立に関する計画書**	○	○	○	○	○
10 【複合補助において、ＨＥＭＳが既設の場合】 **HEMS が設置されているカラー写真、住宅の電力使用量が表示されているHEMS 画面のカラー写真**（※２）、**「ECHONET Lite」規格認証の登録番号又は製品番号が分かるカラー写真** （例 銘板カラー写真又は記入欄が全て記載された保証書の写し）	○	○	○	—	—
11 【複合補助において、住宅用太陽光発電システムが既設の場合】 **住宅用太陽光発電システムが設置されているカラー写真、発電状況が表示されている太陽光モニターのカラー写真**（※２）、**発電出力を確認できる書類** （例 太陽光発電からの電力受給契約のご案内の写し）	—	○	○	○	—

（※１）申請者本人が居住しない住宅に設置する場合，設置対象住宅に居住している者の発行日から３か月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写しも併せて提出。ただし，賃貸集合住宅及び賃貸戸建住宅は不要。
（※２）申請前１か月以内のものとする。

別表B　補助金交付請求時の必要書類

○：提出が必要

提出書類 ＼ 対象システム	住宅用太陽光発電システム	家庭用燃料電池	リチウムイオン蓄電システム	HEMS	MEMS
1 **申請者が補助対象経費を支払ったことを確認できる領収書等の写し** ※ただし、対象システムをリースで設置する場合は不要	○	○	○	○	○
2 **補助金振込先の申請者の通帳の写し** （金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の記載箇所のみ）	○	○	○	○	○
3 **住宅全体及びシステム設置部分のカラー写真（対象システムの設置が完了した日付入り）** ※ただし、対象システムが設置された住宅は不要	○	○	○	○	○
【発電出力が10kW以上で全量売電の場合】 **停電時に自立運転により非常用電源として活用できるシステムであることを確認できる書類**（例 外部コンセントのカラー写真）	○	—	—	—	—
家庭用燃料電池・リチウムイオン蓄電システム・HEMSは銘板カラー写真 ※リチウムイオン蓄電システム・HEMSについては、補助金交付請求書に記載した製品番号と銘板の製品番号が一致しない場合、両者が同一のものであることを示す書類を添付すること（例 カタログの写し）	—	○	○	○	—
パワーコンディショナーの銘板カラー写真（定格出力を確認できること）	○	—	—	—	—
4 **対象システムの出力対比表の写し** （原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるもの）	○	—	—	—	—
5 【発電出力が10kW 以上で余剰売電であり、停電時に自立運転により非常用電源として活用できないシステムの場合】 **余剰売電であることを確認できる書類**（例 太陽光発電からの電力受給契約のご案内の写し）	○	—	—	—	—
6 【申請者が個人で、新築住宅に対象システムを設置する場合若しくは補助金交付対象申請時に居住者がいなかった既築住宅に対象システムを設置する場合】 **発行日から３か月以内でマイナンバーの記載がない申請者の住民票の写し**（※１）	○	○	○	○	○
7 【MEMS を設置する場合】 **設置するアグリゲータが一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録するアグリゲータであることが証明できる書類の写し**（例：SIIとアグリゲータで締結する取決書など）	—	—	—	—	○

（※１）申請者本人が居住しない住宅に設置する場合は、設置対象住宅に居住している者の発行日から３か月以内でマイナンバーの記載がない住民票の写しも併せて提出。ただし、賃貸集合住宅及び賃貸戸建住宅は不要。

対象システムの要件

対象システム	要　件
住宅用太陽光発電システム	・発電出力2kW 以上であり50kW 未満であること。 ・発電出力が10kW 以上で全量売電の場合は、停電時に自立運転により非常用電源として活用できるシステムであること。 ・未使用品であること。
家庭用燃料電池	・燃料電池ユニット並びに貯湯ユニットから構成され、燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。 ・定格運転時において1.5kW 以下の発電出力がある燃料電池システムであること。 ・JIS 規格に基づく計測を行い、定格運転時における総合効率がLHV 基準で80%以上であること。 ・未使用品であること。
リチウムイオン蓄電システム	・一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「ＳＩＩ」という。）が実施する「平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」の補助対象機器であること。 ・未使用品であること。
HEMS	・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ・補助対象機器を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 ・空調、照明等の電化製品への制御機能を有すること。 ・太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電システムとの見える化等の接続機能を有すること。 ・未使用品であること。
MEMS（HEMS設置が条件）	・ＳＩＩに登録するＭＥＭＳアグリゲータが設置し，ＳＩＩが指定する機能要件を満たすこと。 ・未使用品であること。

補助対象者

福岡市内の住宅に対象システムを設置又は対象システムが設置された福岡市内の住宅を購入する方で、次の表のいずれかに該当する方が補助の対象となります。

戸建住宅	(1)自ら所有又は居住する個人所有の住宅に、対象システムを設置する個人。(※1) (2)対象システムが設置された住宅を購入する個人。(※1)
分譲集合住宅	(1)自ら所有又は居住する個人所有の住宅に対象システムを設置する個人。(※1) (2)対象システムが設置された住宅を購入する個人。(※1) (3)共用部分での使用を目的として、対象システムを設置する管理組合。(※2)
賃貸戸建住宅 賃貸集合住宅	自ら所有する賃貸住宅に、対象システムを設置する個人又は法人。

（※ 1）住宅には補助金交付請求書の提出時に居住者がいること（住民票で確認できること）。
（※ 2）管理組合が設立されていない場合は、建築主も可とする。

契約を急がせる事業者にはご注意ください。また、見積りは複数の事業者に依頼することをお勧めします。

応募方法
補助金交付対象申請書に必要書類を添付して、下記事務局へ郵送してください。
（直接お持ちいただいた場合は受付いたしかねますのでご注意ください。）

受付方法
郵送により先着順で受付けます。申請受付期間内に補助枠を超えた場合は、
補助枠を超えた日に受付けた申請書の中で抽選を行います。

申請書の入手方法
市ホームページから
ダウンロードいただけます。
福岡市住宅用エネルギーシステム導入補助　検索
http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/hp/enesys-hojo_29.html

［問い合わせ・申請書提出先］
福岡市地球温暖化防止市民協議会
住宅用エネルギーシステム導入補助事務局（西日本技術開発株式会社内）
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館7階
TEL 092-713-0477（平日 9:00～12:00　13:00～17:30）**FAX 092-751-9152**